株主各位

東京都新宿区西新宿一丁目7番2号富士重工業株式会社代表取締役社長森 郁夫

第78期定時株主総会決議ご通知

拝啓 株主の皆様には平素よりご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、本日開催の当社第78期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項 1. 第78期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) 事業報告、連結計算書類 ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 本件は上記事業報告および連結計算書類の内容ならびにその監査結果を報告いたしました。
 - 2. 第78期 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで) 計算書類報告の件 本件は上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は原案どおり承認可決されました。変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

| 変 | 更 | 前 | 変 | 更 | 後 |
|----------------------|--------|---|--------------|---------|---|
| (株券の発行) | | | | | |
| 第6条 当会社は、株式に係る株券を発行す | | | (削除) | | |
| <u>る。</u> | | | | | |
| 第 <u>7</u> 条 | (条文省略) | | 第 <u>6</u> 条 | (現行どおり) | |

変更

前

(株主名簿管理人)

第<u>8</u>条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(単元株式数および単元未満株券の不発行)

第<u>9</u>条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

当会社は、第6条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行しな い。

ただし、株式取扱規程に定めるところに ついてはこの限りではない。

(単元未満株式についての権利)

第10条 当会社の株主<u>(実質株主を含む。以下</u>同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. ~ 4. (条文省略)

第11条~第49条 (条文省略)

(新設)

(株主名簿管理人)

変

第<u>7</u>条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株 主名簿管理人およびその事務取扱場所 は、取締役会の決議によって定め、これ を公告する。

軍

後

当会社の株主名簿<u>および</u>新株予約権原 簿の作成ならびに備え置き、その他の株 主名簿<u>および</u>新株予約権原簿に関する事 務は、これを株主名簿管理人に委託し、 当会社においては取扱わない。

(単元株式数)

第<u>8</u>条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。

(削除)

(単元未満株式についての権利)

第<u>9</u>条 当会社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の権 利を行使することができない。

1. ~4. (現行どおり)

第<u>10</u>条~第<u>48</u>条(現行どおり)

附則

第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および 備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第2条 前条および本条は、平成22年1月6日 をもって削るものとする。 第2号議案 取締役7名選任の件

本件は原案どおり取締役に森 郁夫、小松 熙、及川博之、奥原一成、長門正貢、 近藤 潤、吉永泰之の7名が選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は原案どおり監査役に髙木俊輔が選任され、就任いたしました。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は原案どおり補欠の社外監査役として関谷 巖が選任され、選任に係る決議の 効力については当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとするほか、 就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消 すことができることで承認可決されました。

以 上